

(訪問看護ステーション 変更届 必要書類一覧)

1 訪問看護ステーションの所在地を変更する場合

必要書類 : 変更届(第7号様式)

従事する職員の定数に変更となる場合は、別紙1(従事する職員の定数)も提出してください。

(参考) 訪問看護ステーションの体制に係る要件は以下のとおりです。

患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

原則として現に育成医療・更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

2 訪問看護ステーションの名称を変更する場合

必要書類 : 変更届(第7号様式)

3 開設者(代表者)を変更する場合

必要書類 : 変更届(第7号様式)、誓約書

(注)開設者の住所・所在地のみ変更の場合は、変更届(第7号様式)のみで可

(参考) 開設者(代表者)の要件は以下のとおりです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで及び第7号を除く。)の規定のいずれにも該当しないことを誓約すること。
